

いじめ根絶

「いじめ」をしてはいけないことは、すべての人が分かっていることだと思います。しかし、「いじめ」は、全国の小中学校で現在も起こり続けており、根を絶やすことができていません。たいへん悲しいことです。

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、心や体の健全な成長や人格の形成に大きな影響を与えます。時には、命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。このことは、多くの人々が知っていることだと思います。

理解できているのに、行動を押さえることができない人たちがいるのです。たいへん残念なことです。

そこで、国では法律をつくって防止対策を進めることにしています。法律名は、「いじめ防止対策推進法」です。この法律に基づいて、国、長崎県、長与町、各学校では、「いじめ防止基本方針」を策定し、組織的に「いじめ」という行動を防止・根絶するように、具体的な取組を行っています。

長与町や各学校のホームページから、いじめ防止基本方針を見ることができるようになっています。

長与町教育委員会と町内すべての小中学校では、これまで「いじめは人間として絶対に許せない卑怯な行為である。しかしながら、どこでも起こりうるものである」という考えの下、教育活動全体を通して、いじめ防止に向けた取組を継続してきました。これからも、この考え方は変わりません。

いじめに事の大小は関係ありません。子どもへの影響が小さいうちに対処したいと考えています。「いじめ」という行動を抑えられない人たちがいます。

「いじめ」を見た人が、すぐに学校や教育委員会に知らせていただくとたいへん助かります。多くの目で「いじめ」の防止や根絶に向かいたいと思います。

すべての人は、安全に幸せに暮らす権利をもっています。「いじめ」の根絶がすべての人がお互いを尊重し、暮らしやすく、夢や目標を実現していく社会の実現につながると信じています。「教育のまち 長与」をみんなで創りあげたいと思います。

平成 30 年 5 月 1 日
長与町教育委員会学校教育課